

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称： 一般財団法人 宮崎県交通安全協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	運転免許関係事務委託 (契約期間 H1. 10. 1~R4. 9. 30)	①宮崎運転免許センターに職員を配置し運転免許業務を行う。 ②警察署で運転免許更新業務を行う。 (単価契約) ※右記契約金額は、契約期間のうち令和3年度に支払った委託料を記載	41,798,700	第167条の2第1項 第2号	本業務は、宮崎免許センターにおいて各種運転免許申請、免許更新業務、運転免許証の交付等の事務を行う業務及び各警察署において、運転免許証更新等の事務を行う業務であり、全ての申請者等に対して適正、公平かつ迅速な免許更新手続が県内一律平等に受けられるようにするため、県内で実施する本業務を一括して委託する必要がある。 本業務を受託するためには、事前に宮崎県公安委員会から資格要件について審査を受け認定される必要があるが、認定された事業者が一般財団法人宮崎県交通安全協会のみであった。 また、一般財団法人宮崎県交通安全協会は、警察署ごとに交通安全協会を有しており、交通安全事業に関する知識・経験も豊富で、県内で本事業を適正かつ効果的に遂行できる体制を整えていることから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	警察本部 交通部 運転免許課
2	道路使用許可調査業務委託	道路使用許可に関する現地調査業務の委託	8,300,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、道路使用許可に関し道路又は交通の状況についての調査業務であり、本件調査には、専門的な知識・経験が必要である。 なお、一般財団法人宮崎県交通安全協会は、交通安全と円滑に寄与することを目的に設立された団体であり、 道路交通法108条の31第2項7号の規定により、宮崎県公安委員会から「宮崎県交通安全活動推進センター」として唯一指定されていることから、当法人と随意契約を締結したものである。	警察本部 交通部 交通規制課
3	安全運転管理者等講習業務委託	安全運転管理者等に対する講習業務の委託	12,650,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、安全運転管理者等の資質の向上を図り、各事業所における運転者の安全運転を確保するための講習の実施を委託するものである。 本業務を受託するためには、宮崎県公安委員会から資格要件について審査を受け、認定される必要があるが、認定された事業者が一般財団法人宮崎県交通安全協会のみであった。 同協会は、県内全域をカバーする支部を有し、交通安全事業に関する知識・経験も豊富であり、当該業務を適正かつ効果的に遂行できる十分な実績と能力を有することから、同法人と随意契約を締結することとしたものである。	警察本部 交通部 交通企画課